

国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構

図書館国府台分館運営委員会規則

平成 29 年 3 月 31 日
規 則 第 5 8 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構規則（平成 29 年規則第 56 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、統合情報機構図書館国府台分館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

（任務）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）図書及びその他資料等の収集、選定等に関する事項
- （2）図書及び施設等の利用に関する事項
- （3）教養部研究紀要に関する事項
- （4）その他国府台分館の運営に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）図書館部門副部門長
- （2）教養部長
- （3）教養部教授会の構成員である教員 3 人

2 委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期等）

第 4 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、図書館部門副部門長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（議事）

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、統合情報機構事務部学術情報課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、図書館国府台分館の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、図書館部門副部門長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構図書館国府台分館図書委員会規則（平成22年規則第18号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月20日規則第37号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第36号）

この規則は、令和2年3月27日から施行する。